住所　広島市中区十日市町１丁目３番25―402号
アショク・スレンドラ・ナイク　昭和51年10月12日生
アラナウ・アショク・ナイク　平成21年８月29日生
住所　さいたま市岩槻区南平野４丁目12番地３
ルー・ヨーク・フォン　昭和28年４月１日生
住所　横浜市西区平沼１丁目21番17―403号
石佳希　昭和57年３月３日生
住所　東京都大田区仲六郷１丁目37番13号
ジョシュア・ジロー・ゴルポ　平成11年10月26日生
住所　さいたま市北区植竹町１丁目400番地
李知恵　昭和46年12月４日生
住所　兵庫県尼崎市長洲本通１丁目３番21号
金海英　昭和60年２月２日生
住所　熊本市東区御領１丁目13番５－３号
趙斯明　昭和58年11月10日生
住所　東京都新宿区大久保２丁目32番８号
金怡　昭和57年11月６日生
住所　熊本市東区戸島西１丁目26番６―201号
滕民龍　昭和52年４月23日生
王海鳳　昭和56年３月23日生
滕興龍　平成23年８月２日生
住所　東京都府中市是政５丁目２番地10
辛道代　昭和30年１月12日生
住所　東京都東村山市栄町２丁目20番地10
蘆晨詩　平成元年２月17日生
住所　大阪市西成区出城２丁目２番12―902号
朴裕里　平成元年２月23日生
住所　静岡県富士市蓼原763番地１
プンチヘワゲ・ドゥミドゥ・ギハン　昭和60年12月20日生
住所　東京都江戸川区臨海町５丁目２番地１―302号
李**鑫**　昭和57年２月６日生
王洋　昭和57年２月14日生
李優依　平成23年９月７日生
李雅辰　平成24年11月30日生
住所　群馬県前橋市高井町１丁目18番地６
朴利佳　昭和57年９月21日生
住所　岐阜県瑞穂市只越983番地19
タダシ・コンドウ・ジュニオ　昭和62年８月30日生
住所　京都市中京区西ノ京星池町243番地
鄭**嬡**　平成５年５月17日生
住所　東京都千代田区神田小川町３丁目11番地
金玉花　昭和56年10月８日生
住所　千葉県船橋市本郷町413番地３
李**鈺**　昭和57年５月17日生
住所　さいたま市北区日進町１丁目44番地４
劉輝　昭和54年５月21日生
住所　千葉県市川市末広２丁目16番17号
ヤー・ビー・トム・レヴワン・ハサン　昭和56年１月14日生
住所　東京都足立区梅田３丁目２番23―204号
池雨静　昭和59年10月８日生
住所　新潟市中央区花園１丁目１番10号
朴陽一　昭和62年５月19日生
住所　長野県松本市梓川倭2471番地６
庄琳　昭和59年４月26日生
住所　広島市中区住吉町19番15―403号
白要芽　昭和49年７月１日生
住所　福岡市城南区梅林２丁目26番30号
李東淳　昭和15年２月15日生
住所　千葉県我孫子市布佐2205番地21
ハンリー・ウィリアム・アリアス・シキヤ　昭和52年12月26日生
住所　千葉県我孫子市布佐2205番地21
ルイス・ミゲル・アリアス・シキヤ　昭和61年11月16日生
住所　埼玉県蕨市**塚**越１丁目11番11号
任徳興　昭和53年８月23日生
住所　さいたま市南区松本２丁目19番５―301号
モハマド・タスリム・マゾンダ・ソヘル　昭和56年９月10日生
タコワ・マゾンダ・スハ　平成21年７月24日生
住所　埼玉県所沢市東新井町760番地33
劉麗麗　昭和58年７月８日生
住所　埼玉県吉川市高久１丁目９番地５
薛愛玲　昭和42年４月７日生
劉傳浩　平成５年12月31日生
住所　群馬県伊勢崎市境百々東22番地３
ダニエル・タカオ・モンダ　平成３年７月５日生
住所　静岡県裾野市茶畑1440番地
ジャケリネ・カレン・ビヤロボス・ナカホヴ
昭和45年12月27日生
住所　長野県小諸市大字加増504番地１
王玉哲　昭和57年12月25日生
住所　沖縄県宜野湾市喜友名２丁目21番10号
朴泰慶　昭和54年２月７日生

○外務省告示第二百八十九号

平成二十五年八月十五日にディリで、モラ橋護岸計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　モラ橋護岸計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　十一億八百万円
３　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
４　署名者

東ティモール側　花田吉隆
平成二十五年八月二十九日　務ジョゼ・協力大臣イス・グテレス外交
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十号

平成二十五年八月二十日にローマで、コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　二億七千万円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十一号

平成二十五年八月二十日にローマで、スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　三億円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十二号

平成二十五年八月十五日にディリで、モラ橋護岸計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　モラ橋護岸計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　十一億八百万円
３　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
４　署名者

東ティモール側　花田吉隆
平成二十五年八月二十九日　務ジョゼ・協力大臣イス・グテレス外交
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十三号

平成二十五年八月二十日にローマで、コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　四億八千万円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十四号

平成二十五年八月二十日にローマで、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　一億九千万円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十五号

平成二十五年八月十五日にディリで、モラ橋護岸計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　モラ橋護岸計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　十一億八百万円
３　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
４　署名者

東ティモール側　花田吉隆
平成二十五年八月二十九日　務ジョゼ・協力大臣イス・グテレス外交
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十六号

平成二十五年八月二十日にローマで、コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　四億八千万円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十七号

平成二十五年八月二十日にローマで、スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　三億円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十八号

平成二十五年八月二十日にローマで、ソマリア連邦共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　三億千万円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十九号

平成二十五年八月二十日にローマで、マリ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　四億八千万円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百号

平成二十五年八月二十日にローマで、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　一億九千万円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百一号

平成二十五年八月二十日にローマで、スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　三億円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二号

平成二十五年八月二十日にローマで、ソマリア連邦共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　三億千万円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三号

平成二十五年八月二十日にローマで、マリ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　四億八千万円
３　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使
平成二十五年八月二十九日　世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長
外務大臣　岸田　文雄